

○長崎大学病院長選考規程

平成30年5月31日

規程第30号

(趣旨)

第1条 この規程は、長崎大学部局長選考規則（平成16年規則第30号）第8条の4第2項の規定に基づき、長崎大学病院長の選考に関し必要な事項を定めるものとする。

(選考の事由及び時期)

第2条 学長は、次の各号の一に該当する場合に、病院長を選考する。

- (1) 病院長の任期が満了するとき。
- (2) 病院長が辞任を申し出たとき。
- (3) 病院長が欠員となったとき。
- (4) 病院長が解任されたとき。

2 病院長の選考は、前項第1号に該当する場合は任期満了の2月以前に、同項第2号から第4号までに該当する場合は速やかに行う。

(病院長に求められる資質及び能力等)

第3条 病院長となることのできる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 医療法（昭和23年法律第205号）第10条第2項に基づき主として医業を行う病院を管理することができる者
- (2) 医療の安全の確保のために必要な資質及び能力を有する者
- (3) 組織管理能力等の長崎大学病院を管理運営する上で必要な資質及び能力を有する者

2 学長は、病院長の選任に当たり、前項第2号及び第3号に掲げる資質及び能力に係る具体的な基準についてあらかじめ定め、公表しなければならない。

(病院長候補者選考会議)

第4条 学長は、長崎大学病院長候補者（以下「病院長候補者」という。）を選考するため、長崎大学病院長候補者選考会議（以下「選考会議」という。）を置く。

2 選考会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長が指名する理事 2人
- (2) 医学部長
- (3) 歯学部長
- (4) 病院運営会議の委員のうちから選出された者 1人
- (5) 学外の有識者 3人
- (6) その他学長が必要と認めた者

- 3 前項の委員のうち複数の者は、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第7条の3第2項各号に規定する本学と特別の関係がある者以外の者とする。
- 4 第2項に掲げる委員は、役員会の議を経て学長が任命する。
- 5 学長は、選考会議の委員を任命したときは、委員名簿及び委員の選定理由を公表しなければならない。
- 6 第2項の委員が病院長候補者となり得る者（以下「病院長候補適任者」という。）となったときは、当該委員を辞任しなければならない。この場合において、学長は、後任の委員を速やかに任命するものとする。

（議長）

第5条 選考会議に議長を置き、前条第2項第1号の委員のうちから学長が指名する者をもって充てる。

- 2 議長は、選考会議を主宰する。
- 3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名する委員がその職務を代行する。

（会議）

第6条 選考会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

（議決）

第7条 選考会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見の聴取）

第8条 議長が必要と認めたときは、選考会議に委員以外の者を出席させ、意見を聴取することができる。

（関係職員の出席）

第9条 議長は、必要に応じ、選考会議に関係職員を出席させることができる。

（病院長候補適任者の推薦）

第10条 選考会議は、病院長候補者の選考に当たり、本学の職員（常時勤務する者に限る。以下同じ。）に対し、本学の理事又は職員のうちから病院長候補適任者の推薦を求めるものとする。

- 2 前項の求めに応じ、職員10人から推薦があり、かつ、推薦されることを承諾した者を病院長候補適任者とする。この場合において、職員は、病院長候補適任者1人に限り推薦することができる。
- 3 第1項に定めるもののほか、選考会議は、病院運営会議に対し、本学の理事又は職員のうちから病院長候補適任者の推薦を求めることができる。

4 前項の求めに応じ、病院運営会議から推薦があり、かつ、推薦されることを承諾した者を病院長候補適任者とする。

5 第1項及び第3項に定めるもののほか、選考会議は、役員会に対し、病院長候補適任者の推薦を求めることができる。

6 前項の求めに応じ、役員会から推薦があり、かつ、推薦されることを承諾した者を病院長候補適任者とする。

(病院長候補者の選考)

第11条 選考会議は、病院長候補適任者のうちから、第3条第2項の基準に照らして審査を行い、病院長候補者3人以内を選考し、選考過程に関する資料(病院長候補者が複数の場合は、順位に関する資料を含む。)を付して学長に推薦する。

2 選考会議は、前項の選考に当たり、必要に応じ、病院長候補適任者に対して面接を実施する。

(選考結果等の公表)

第12条 学長は、病院長を選考したときは、選考結果、選考過程及び選考理由を公表しなければならない。

(事務)

第13条 選考会議の事務は、病院事務部人事企画課において処理する。

(補則)

第14条 この規程に定めるもののほか、病院長の選考に関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成30年6月1日から施行する。